

議案第47号 大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

資料の2ページをお願いします。

改正理由についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による栄養士法の改正に伴い、これまで、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかつたところ、令和7年4月1日からは、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となったことにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となります。

これに伴い、国が定める、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）の一部が改正されたことにより、同様の内容を規定してい

る市の条例を改正するものであります。

次に、改正の内容についてですが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における満3歳以上の子どもに対する食事の提供を、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行う際に求めている、「栄養士による必要な配慮」について、栄養士免許を有さない管理栄養士によっても可能となるよう、「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」に改正しようとするものでございます。

資料の3ページをお願いします。

改正箇所については記載のとおりとなります。

また、施行期日は、令和7年4月1日の施行を予定しております。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。